

令和7年度第3回国分寺市障害者施策推進協議会

日 時：令和7年10月17日（金）午後6時00分～午後8時00分
場 所：国分寺市役所 201会議室

【委員】（敬称略）

大塚 晃（会長）	（識見を有する者）
阿部 陽一郎	（市内の障害者団体の代表者）
二瓶 比呂子	（市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）
松本 晴久	（市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）
境 和雄	（障害者等の就労支援を行う市内の関係機関の代表者）
天野 徹	（民生委員の代表者）
増田 径子	（識見を有する者）

司会・進行：大塚 晃（会長）

【欠席】

伊佐 素子（副会長）（市内の地域活動支援センターの代表者） 欠席
高橋 幹基（特別支援学校の教員） 欠席

【事務局】

福祉部長（玉井）
福祉部 障害福祉課長（宮外）
子ども家庭部 子ども発達支援担当課長（前田）
教育部 学校教育担当課長（關）
福祉部 障害福祉課計画係長（渡澤）
福祉部 障害福祉課生活支援係長（小池）
福祉部 障害福祉課相談支援係長（齊藤（俊））
福祉部 障害福祉課事業推進係長（斎藤（幸））
福祉部 障害福祉課計画係員（吉岡）

【次第】

1 開会

2 審議事項

- 1) 国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の評価に関すること(諮問第1号)について

3 報告事項

- 1) デフリンピックキャラバン活動での取り組みについて
- 2) 国分寺市障害者地域自立支援協議会ニュースレターの報告について

4 その他

5 閉会

【資料一覧】

◆事前配付

・次第

【資料1】 意見の概要

【資料2】 令和7年答申書(案)

◆当日配布

・デフリンピックキャラバン活動のチラシ

・国分寺市障害者地域自立支援協議会ニュースレター

【開会】

大塚会長： これより、令和7年度第3回国分寺市障害者施策推進協議会を開始いたします。

事務局： それでは、開会に当たりまして、会議の成立を確認させていただきます。本協議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、会議につきましては委員9名のうちの過半数の出席をもって成立いたします。伊佐委員と高橋委員より欠席の旨のご連絡を頂いておりますが現時点で7名の委員にご出席いただいておりますので、会議成立となります。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。紙媒体でなくてもよいという方につきましては、事前にメールで資料を送付し、お手元のタブレット端末に資料を格納させていただいております。今回事前に送りさせていただいた資料は、令和7年度第3回国分寺市障害者施策推進協議会次第。資料1 意見の概要。資料2 答申書(案)です。その他、デフリンピックキャラバン活動のチラシと国分寺市障害者地域自立支援協議会ニュースレター、また参考資料として現計画の冊子を机上配布しております。なお、計画の冊子は本日の会議終了後、机上に置いたままお帰りいただきますよう、お願いいたします。本日の資料は以上でございます。不足等はございませんでしょうか。

続きまして、協議会の進行上の注意点について説明させていただきます。当協議会は、原則として会議を公開、資料及び議事録も公開としており、皆様のご発言を正確に記録させていただくため、録音をさせていただいておりますのでご了承ください。ご発言の際には、挙手していただきまして、会長の指名がありましたら、マイクの右側のボタンを押し、初めにお名前を言っていただいておりますのでご発言をお願いいたします。

事務局： 本日も、障害者施策推進協議会にお集まりいただき感謝申し上げます。補足の説明です。事務局より資料の説明をさせていただくため、少し長くお時間頂戴することがございます。皆様におかれましては、説明については最後までお聴き取りいただき、大塚会長のご発声による協議の時間において、ご発言をお願いしたいと思います。何卒よろしくをお願いいたします。

大塚会長： それでは、皆様のお手元の次第に沿って進めていきたいと思っております。次第2の審議事項です。審議事項は1つで、国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の評価に関すること、諮問第1号についてです。これに関して事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 本日の審議事項1についてご説明させていただきます。資料1と2をご用意ください。本日は前回の障害者施策推進協議会でのご意見をふまえて、事務局により修正しました答申案について、ご審議いただきたいと思っております。大きな修正がなければ本日の審議を最後に、本協議会からの答申として確定いただきたいところでございます。

まず資料1につきまして、前回、委員の皆様からいただいたご意見をまとめたものとなります。

資料2は修正した答申案でございます。それでは、資料2の答申案に沿って、進めさせていただきます。今回の修正箇所には下線が引いてありますが、修正箇所のみご説明をさせていただきます。

まず、答申書案の3ページになります。生活の基盤となる「住まい」に対する支援に関して、これまでの記載は、「今後単身賃貸住宅での生活に関する支援機関との連携

について検討を進められたい」と記載していたところ、今回は、「今後、居住支援に関する協議の場の設置や居住支援団体等の支援について、他自治体の取組事例の情報収集を行うなど、障害分野における検討を進められたい。」と修正してございます。こちらにつきましては、居住支援について協議する場の設置と居住支援法人、居住支援団体への支援という2つの要素を取り込んだ方が良いというご意見に対して、修正をしたものです。

2つ目の修正点になります。4ページになります。障害者の方の法定雇用率の引き上げに関する記述になりますが、前回までは「地方公共団体として令和8年度7月の法定雇用率3パーセントへの引き上げに向け、段階的な法定雇用率の引き上げが出来ている」という記載でしたが、引き上げの範囲が曖昧でしたので、「国分寺市の職員においては、引き上げができています」ということが明確になるよう修正しております。

次の修正箇所3つ目は、5ページになります。5ページは2カ所ございます。まず避難行動要支援者への個別避難計画の策定の部分になります。こちらは「進められたい」という記載になっておりました。より具体的に着手に向けた表現にするため、「速やかに着手されたい」と変更しております。もう1カ所は「ピアサポート」という箇所になります。前は「ピアカウンセリング」という言葉を使っておりましたが、ご指摘いただき、現在、事業で使用している名称であり計画の中でも「ピアサポート」という言葉を使っておりますので、変更させていただきました。

修正箇所の最後になります。6ページ、「施設からの地域生活への移行」についての部分になります。まず前半部分の修正ですが、これまでの記載は一文が長かったため、記載内容は変更してはおりませんが、事務局の方で修正をさせていただきました。それから、後半部分の修正になりますが、「本人の意思決定を尊重しながら」の後の記載部分ですが、「重度障害にある方の生活も充実させるため、障害者団体や障害福祉サービス等事業者の連携を図りながら施策の推進に努められたい」のところを修正させていただきました、「重度障害や強度行動障害」という具体的な言葉を入れましたのと、「グループホームや日中活動の場の充実等」といった生活の場についてもより具体的な記載にしております。

以上が答申案の今回の修正箇所となります。事務局からの説明は以上です。

大塚会長： ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明の箇所を中心に、その他についても、気がついたところについて、皆様のご意見あるいは変更の提案、質問も含めて伺いたいと思いますので、どうぞご遠慮なくご発言ください。

阿部委員： 6ページの成果目標1のところですが、まず、具体的な言葉が入ったのでイメージがしやすくなりました。ありがとうございます。この下線の2行目の「相談支援事業所の活動経費を補助する新規事業を構築する」とありますが、これは具体的に何を指しているのでしょうか。

大塚会長： それでは事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和7年度当初から開始した新規事業でございます。計画相談支援では、相談支援事業所が地域移行をしたい方を支援していく際に、サービス等利用計画を策定した場合に報酬が発生する仕組みになっており、その他に細かく動いていく支援活動について報酬が発生していないというものがございます。そこに対して、東京都の補助事業が令和6年度から始まりましたので、その補助事業を活用した新規事業を、市として取り組ませていただいているところでございます。

相談支援事業所に対して該当になる地域移行を希望する方がいらっしまった場合に、その活動経費として、給付で認められない部分について、月1万2千円の補助が出る仕組みでございます。最初に登録をしていただき、実績のご提出後に、その実績を精査した上で、市から相談支援事業所に補助金の交付をいたします。正式名称は「特定相談・一般相談連携機能強化支援事業」です。

阿部委員： 100パーセント都の負担でしたか？市の持ち出しはありますか？令和7年度は総額でどの程度の見込みですか？

事務局： 正確に答えた方がよいと思うので、お時間いただいてよろしいですか。

大塚会長： その他はいかがでしょう。ご意見でもありましたら。

阿部委員： 3ページの「居住支援に関する協議の場や居住支援団体等の支援」という記述が非常に具体的で良いと思うのですが、他自治体の取組事例の情報収集を行うということに関して、具体的に想定している自治体はありますか。

事務局： 居住支援の他自治体の取組事例の情報収集についてですが、やはり先行自治体の事例の勉強をした方がいいだろうと、庁内で話をしており、関係団体からも勧められております。近隣市ですと、立川市の取り組みが幅広く進められているようですので、立川市の居住支援協議会や単独のヒアリング等、立川市を想定して検討しております。

阿部委員： ありがとうございます。この近隣ですと立川市が進んでいると思います。話を聞いていると、自治体によって温度差があって、居住支援協議会は作っているけれども、あまり機能してないところもあるようです。立川市は比較的良いようです。立川市は、居住支援法人に居住支援に関する相談窓口を委託しており、これが非常に役立つと聞いています。

市役所の方もいろいろな課題があって大変かとは思いますが、居住支援法人に直接相談がくれば、そこから動き出せます。そして幅広い組織が関連することに関しては、居住支援協議会で話し合っていく、そういった機動的で具体的に動く体制づくりを目指して、取り組んでいただけるとありがたいと思っております。

大塚会長： 他ありませんか。

境委員： 居住支援団体というのは何をしてくれる団体なのでしょう。グループホームにいる利用者さんが、これから自立をして部屋を探す時に、やはり大家さんが障害を理由に貸してくれないということは、長年に渡って経験しているのですが、そういうことについても市としては、力を貸してくれる、という風に読み取っていいのでしょうか。ここに書いてある文面通りに読み取って、そういう役割を担います、というところだけを取ればいいのでしょうか。

私は一人暮らしをしたいという障害のある方の部屋探しをずっとしていますが、大手不動産店は、本当は大家さんにまで聞いてないけど、大家さんがダメと言っているというって門前払いをする事例もあります。今、障害を理由に部屋を貸すのを断ってはいけないという法律があるはずですが、いまだに公然とに言う不動産屋さんが多いので、そういう所にも強制力をもって指導ができるということまで書いてあると心強いなと思いました。よろしく願いいたします。

大塚会長： 考え方でしようけれども、居住支援法人の範囲と行政を含めた、その周辺の支援との位置づけ方について、事務局お願いいたします。

事務局：一番狙いにしているのはそういう所であると考えています。住宅を確保する際に、やはり断られやすい層がある、その中の1つの層に障害者が入っています。障害を断る理由にしてはならないのですが、大家さんや仲介をする不動産屋さんらは、入居された後、どんなことが待ち受けているのだろうという部分が、非常に不明確な状態で、安心して貸せないという状況が背景にあると、居住支援の取り組みをしていただいている市内の方からの情報や宅建協会からの情報で、認識をしているところです。この課題をこのままにしておいてはいけないというところまでは、たどり着いているのですが、各自治体でどのように進めていくといいのか、模索をしているところでございます。

阿部委員も先ほどおっしゃいましたが、借りに行く時に、大家さんや不動産屋さんと一緒に相談をしに行ってくれるであるとか、大家さんや不動産さんが直接聞いてもわからない、福祉側の要求であるとか、心配ごとなどを一緒になって支援して下さる、そういう部分を居住支援団体が担っていただいていると感じています。立川市では居住支援事業ということで民間の事業者へ委託し実施しているとのこと。民間事業者の情報や地域資源等は、各自治体によって違うので、我々が簡単にすぐに委託を行うというところまで至っていないですし、国分寺市なりのやり方はどうあるべきかを検討し始めているところと捉えていただければと思います。

大塚会長：他にありますか。

二瓶委員：一般の方が住んでいらっしゃるマンションの個別の部屋を借りて、グループホームとして提供している事業者・支援団体の方がいらっしゃると思います。私の知っている限りですと、他のマンションの居住者の方に、障害を持っていますということをお知らせしていないケースがあります。そのことを支援団体に聞いたときに、プライバシーだから言う必要ないと聞き、共存を考える時に、すごく難しいと思っています。他にも、例えばご家族の名義でお部屋を借りて、そこに障害をもった方が住んでいるケースで、大家さんが全く知らなかったということもありました。このようなケースがあると災害の時にどうするのかと考えてしまいます。市として何ができるのかということをもっと具体的に考えていただけるといいなと思います。そういうところをきちんと話し合っていないと、前に進まないですよ。国分寺市は考え始めています、と言われたのですが、いつまでに考えて、どうしていくのか等を教えていただけたらありがたいなと思います。

大塚会長：ありがとうございます。なかなか難しい問題ですよ。本人の権利、プライバシーのことと、それからお互いに知り合い・助け合いながら共存していく、その兼ね合いというところ、どこを求めるかということ。

二瓶委員：今日集まったのはこれを精査するということですので、発言としては外れてしまっていると思うのですが、そういうことをみんなで考えていける国分寺市にさせていただけたらありがたいなと思います。

大塚会長：より深めるということあれば、そのようなことを話せる場が必要です。それぞれのケースが違うので、個人情報の保護を強めなければいけないケースや、あるいはお互いに助け合いながらという面を強めるというケースもあると思います。この辺を話せるような場、意見が出せて、共通認識を持って支えられるような仕組みがむしろ必要なのかなと思います。行政も難しいでしょうが、国分寺市はどう考えるかということになると思います。

事務局：大事な視点だと思います。ありがとうございます。やはり本来は賃貸住宅なので民と民との契約になりますが、それだけでは解決できない問題について、どのように行政が関わっていくかということだろうと思います。

冒頭で出ていた居住支援の話については、障害を理由に賃貸住宅を借りられないということについて、市としてアプローチ方法を検討し始めていることについてお話をしました。それ以外のやり方でも、地域には障害のある方が大勢住んでおり、その方たちが一番近くに住んでいる人たちに、どういう風に受け入れてもらい、支えられて、お互いに、障害がある人だけが支えられるわけではないと思っていますので、あまり簡単には言いたくはないのですけれども、障害についても、もっとみんなが深く知り、ちゃんと認識できるような社会を作っていくという部分も、大事なことだと思います。非常に間接的な対応になるかもしれませんが、それについては、地道に粛々と進めて参りたいと考えております。以上です。

大塚会長： はい。ありがとうございます。

阿部委員： だからこそ、居住支援協議会が必要だと思うのですよね。居住支援協議会は市区町村によって違いますが、大きな柱としては、居住支援法人と不動産屋、そして行政。この3つは、必ず入る要素だと思っています。今おっしゃっていただいたように、プライバシーが絡む問題は色々難しい問題です。障害があるからそれを告知しないと駄目だと言ってしまったら、これはもう1つの大きな差別になると思います。一方で、いろんな問題が出てきます。高齢者と障害者がなんで賃貸を借りにくいのかということと、とにかく障害者だから、高齢者だからという理由で、お金が仮にあっても、ダメだと言われるケースが本当にあります。

やっぱりお互いの無理解というところがあると思いますし、例えば大家さんの不安があることも確かです。よくニュースになっているのは、お年寄りが亡くなって、そのまま何週間も経ってしまって、事故物件になってしまうということが、そんなに多くはないですけど、実際にありますよね。そうすると、定期的な見守り体制とかをどうしていくかということも検討していかなくちゃいけない。また、やはり大家さんが一番心配するのは、支払いが滞ってしまう点で、債務保証の問題もあると思います。今も、国分寺市には債務保証の制度はありますが、家を借りてきたら債務保証しますという制度です。そうではなくて債務保証がないから、家が借りられない人もいます。また、ある程度、お金は持っているのだけれども、身よりがいいから家を借りられないという人いらっしやいます。独身の方も増えていますし、夫婦でもパートナーが亡くなったり、親戚も亡くなってしまうとか、そうすると債務保証って、自分で保障するわけにはいかないの、誰かにやってもらう必要がありますが、これがなかなか取れないので、公的にどう進めていくかも検討が必要ですね。もちろん住宅は民と民の話ですけど、そこに公が関与しなければいけない所はたくさんあります。公が関与する形で、居住支援協議会と、それから具体的に色々な交渉していく居住支援法人、この2つが無いと、この問題は進んでいかないので、それをこれから着手しようというお話を行政からいただいたので、非常に心強いところです。

居住支援協議会に関しては、10月から国の法律で努力義務になりました。ただ放置していてよいという話ではなくなってきていますので、しっかりこのタイミングで進めた方がよいと思います。都内の市区町村でも、半分ぐらいはできています。あま

り機能していないところもありますので、国分寺市ではしっかり機能していく形を作
っていった欲しいと思っていて、その頭出しがここで出来たらよいと思っ
ています。

大塚会長：ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

二瓶委員：私の経験談を話してもよろしいですか。実家が賃貸業をやっており、もう50年位前
の話なのですが、1つは、アパートで亡くなった方がいたのですが、発見が遅く警察の
方が来たことがありました。今は亡くなった後の部屋を掃除する事業者の方がいま
すが、その当時はそうしたサービスがなく、ご遺体が運び出された後の畳や布団などそ
こに染み付いたものを母が掃除をしていたのを見るだけで、自分自身は何もできな
かった経験があります。もう1つは、自衛隊にお勤めで、精神を病んでしまった方が物
件に入居された時には、ものすごい叫び声や物を叩きつける音があり、すごく恐怖心
を感じたことがあります。そういう経験をした時に、共存ってなかなか難しいなと思
いました。それをどうしたらいいのか、ちゃんと述べるのができませんが、経験談を
お伝えできればと思いました。

大塚会長：はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

もしなければこの答申案で進めたいと思いますが、ただ、後ほどまたいろんなご意見
が出るかもしれないので、10月24日金曜日までは意見を受け付けるとのことです。
その上で、答申案の内容確認でもう一度協議会を開くということではできないので、座
長預かりで決めていくことでよろしいでしょうか。皆さんの賛同を得られましたので、
座長預かりということでもよろしく願いいたします。

事務局：宿題になっておりました、「特定相談・一般相談連携機能強化支援事業」ですが、都
からは4分の3の補助を受けて市が補助をしています。

大塚会長：では答申案については以上です。

次に、次第に沿ってということで、次は報告事項がいくつかありますので、報告事項
について事務局説明をお願いいたします。

事務局：デフリンピックのキャラバン活動について、ご案内させていただきます。手元に「キ
ャラバンカーがやってくる」というチラシを配布しております。

こちら11月に東京2025デフリンピックが開催をされます。その機運醸成の取組
を市で行います。今、北は北海道から南は九州まで2台のキャラバンカーが全国を巡
って、東京に向かっていきます。東京は開催地なので、全自治体をキャラバンカーが回
ることになっています。国分寺市には11月5日午後1時から2時にやってきます。キ
ャラバンカーがくるのに合わせて、国分寺市ゆかりのデフリンピック出場選手のお二人、
卓球の亀澤史憲選手とマウンテンバイクの箭内秀平選手が大会直前なのですが、こ
ちらにお越しいただけることが決まりました。そちらのチラシには、まだ決定がしてな
かったため、選手のお名前は入っておりませんが、選手に直接応援メッセージを伝え
る機会に、また、デフリンピックということで、手話にも親しんでいただき、手話を使
って選手に応援メッセージを伝えるということをしていきたいと思っ
ています。皆さん広
くお誘いあって足を運びいただければと思います。よろしく願いいたします。

大塚会長：それからもう1つの報告事項をお願いします。

事務局：ご報告事項2番目になります。国分寺市障害者地域自立支援協議会ニューズレター
報告を資料につけております。お手元のニューズレターをご覧ください。9月号として発行
させていただきますが、生活訓練、機能訓練ということで、自立訓練に関する特集を組
ませさせていただきます。具体的な施設の紹介をして

おりまして、「トライフル国分寺」、「自立訓練事業はばたき」、そして「さつき共同作業所」ということで、ご紹介しております。

また、その他、既に終わっておりますが、障害児運動楽しみ会といった市からのお知らせも掲載させていただいています。特に令和7年の障害者週間行事など、ご紹介をさせていただいておりますので、ご覧いただければと思います。以上でございます。

大塚会長： はい、ありがとうございます。では その他、今後の日程等お願いします。

事務局： 1点追加でご報告させていただきます。本協議会の第1回・2回でご報告しました国分寺市障害者・障害児施策に関するアンケート調査を10月1日に発送させていただきました。障害を持っている方からの無作為抽出で3000人に郵送でお送りしております。回答は郵送とウェブでどちらでも出来る形になっておりますが、郵送832件、ウェブが368件で、合計1200件です。今のところ発送数の40パーセントぐらいの回答が集まっております。10月31日までが締め切りとなっておりますので、この後も集まってくると思いますが、現在の状況を報告させていただきました。以上です。

事務局： 次回の協議会の開催予定についてご案内いたします。令和8年2月13日金曜日午後6時から、市役所201会議室での開催を予定しております。

また現在、開催通知を1か月前目途に郵送させていただいておりますが、ペーパーレス化の観点により、次回からはメールで開催通知をお送りしたいと考えております。メールではなく、紙での開催通知をご希望の方はご相談いただければと思っております。事務局からは以上です。

大塚会長： 以上で、令和7年度第3回国分寺市障害者施策推進協議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

——了——